



### カニなどの海産物を勧める事業者からの電話に注意△

#### 事例

「以前カニを買ってもらった店だ。」という事業者から、海産物の勧誘電話がかかってきた。

身に覚えがないので断ると、「格安にするのに、なぜ買わないのか。来月には発送する。」と言われ、一方的に電話を切られてしまった。



トラブルを回避するポイントは？



- ◆事業者から勧誘を受けても、不要であればきっぱり断りましょう。
- ◆もし一方的に代引配達で商品が届いたら、宅配業者に事情を説明し、送り主の名称や所在地を記録したうえで受取拒否しましょう。
- ◆家族や周りの人に勧誘電話があったことを伝え、商品が届いても受け取らないように情報共有しておきましょう。
- ◆電話で勧誘され契約した場合は、法定書面を受け取った日から8日間であれば、クーリング・オフできる可能性があります。

特に高齢者からの相談が多く寄せられています。少しでもおかしいと感じたら、海部地域消費生活センターにご相談ください。

まずはお電話ください

海部地域消費生活センター

0567-23-0150

対象：海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方

相談日時：月曜から金曜 9:00～16:30

（国民の休日と12月29日～1月3日を除く）

住所：津島市西柳原町1丁目14番地（愛知県海部総合庁舎1階）